

広島県告示第三百二十五号

広島県証紙条例（昭和三十九年広島県条例第二十八号）第五条第一項の規定によって、次のものを証紙売りさばき人に指定した。

平成二十三年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	主たる事務所の所在地	売りさばき所	売りさばきをする証紙の種類
社団法人広島県建設工業協会	広島市中区上八丁堀八番二二三号	広島市南区比治山本町一六番一二号	広島県収入証紙